

令和 7 年 3 月

第139回丹波市議会定例会議案書

人事案件・訴訟案件は
白ページにしています。
（ P2 ～ P5、 P46 ）

議案第 2 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

令和 7 年 4 月に支給する市長及び副市長の給料月額については、丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）第 3 条の規定にかかわらず、市長にあつては789,000円とし、副市長にあつては628,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。

議案第14号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

丹波市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

議案第15号

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
の変更について

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

総合整備計画

兵庫県丹波市山南町阿草辺地
(辺地の人口142人 面積9.7 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市又は字の名称 丹波市山南町阿草
- (2) 地域を中心の位置 丹波市山南町阿草字北カイチ956番地
- (3) 辺地度点数 100点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市の南東部に位置し、篠山川及び阿草川で二分され、深い谷に沿って約2キロメートルの区間に民家が点在している集落である。

市道青田阿草線は、地域住民の生活道路や水路の管理路、農道としての役割が大きい道路であるが、幅員が狭く車両の通行が困難な上、台風や豪雨のたびに山崩れや護岸の崩壊を繰り返しており、大変危険な状態にある。

現道の安全確保が困難なため、新たに篠山川対岸となる右岸側の里道を市道として認定し、幅員4mの道路改良を行うとともに既存路線に接続する篠山川を渡河する橋梁の新設、当該路線に接続する取付道路の改良及び当該路線の舗装工事を実施する。

かねてより地元自治会から要望のあった橋梁の新設及び道路改良等により地域の分断が解消し、地域住民の生活の利便性や安全性が確保される。

また、当該路線の周辺部においては丹波竜化石等の貴重な地域資源を観光振興に活用した様々な取組が行われており、丹波竜の里計画に基づき恐竜化石発見現場周辺の遊歩道等を整備している。遊歩道とつながる橋梁を新設することにより、散策時における回遊性が実現し、恐竜化石と豊かな自然環境を活かした観光振興策に取り組むことで、恐竜化石発見現場や関連施設への往来者数が増加し、交流人口の増加及び地域活力の向上にも寄与することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 市道青田阿草線	丹波市	(284,800) 378,600	(0) 0	(284,800) 378,600	(284,800) 378,600
合 計		(284,800) 378,600	(0) 0	(284,800) 378,600	(284,800) 378,600

上段：(変更前)、下段：変更後

議案第16号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第 1 条 丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の 2 第 9 項中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。

第63条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第 2 項第 2 号及び第139条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。

第149条第 1 号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条第 1 項」を「第16条第 1 項」に改める。

(丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年丹波市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第15項」に改める。

別表第 2 中「外国人生活保護情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4週間ごとの期間につき8日の週休日」を「、4週間ごとの期間につき8日の週休日」に改める。

第8条の3第1項中「、当該職員が」を「当該職員が」に、「第27条第1項第3号」を「第27条第1項（同項第3号に係る部分に限る。）」に、「その他これら」を「及びこれらの職員」に、「第8条の4第1項」を「次条第1項」に改める。

第8条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「規則で」を「規則の」に改め、同条第4項中「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(所定外労働の制限の請求に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正後の第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

議案第18号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「災害出勤」を「消防出動」に改め、同表に次のように加える。

災害応急作業等手当	1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川の堤防等の現場において行う巡回監視 日額710円 2 前項の現場において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 日額1,080円 3 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助 日額840円 4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る前3項以外の業務 日額710円 5 第1項から第3項までの業務にあつては日没時から日出時までの間に、前項の業務にあつては深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われた場合（次項に該当する場合を除く。）当該定める額にその100分の50に相当する額を加算した額 6 第1項から第4項までの業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 当該定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
-----------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

丹波市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

丹波市職員等の旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「職員の遺族」を「職員又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項に次の2号を加える。

（6） 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（7） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第1号及び第2号中「ため」を「ための」に改め、同項第3号中「おいては」を「おいて」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「その出発前に旅行命令を変更され、若しくは取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」

を「規則で」に、「より、概算払」を「より概算払」に改め、「。以下同じ。」を削り、同条に次の１項を加える。

８ 第１項、第２項及び第４項から第６項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令」を「旅行命令権者の発する旅行命令（以下この条及び次条において「旅行命令」という。）」に改め、同条第３項中「旅行命令を変更」を「旅行命令の変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第４項及び第５項を次のように改める。

４ 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、出張命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

５ 前項ただし書の規定により出張命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第５条第１項中「された」を「を受けた」に改め、同条第３項中「等」を削る。

第６条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第１項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第２項から第９項までを削る。

第７条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第９条から第１８条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第８条から第１０条までを削る。

第１１条第１項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「請求書」を「所定の請求書」に、「支出命令権者」を「支出又は支払をする者（以下「支出命令者」という。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の」を「支給又は」に改め、同条第２項中「者」を「旅行者」に、「、速やかに」を「所定の期間内に、」に、「、前項」を「前項」に改め、同条第３項中「支出命令権者」を「支出命令者」に、「速やかに」を「所定の期間内に、」に改め、同条第４項中「第１項の」を「第１項に規定する」に、「及び様式」を「又は記録事項、前２項に規定する期間その他の必要な事項」に改め、同条を第８条とし、同条の次に次の３条を加える。

４ 支出命令者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第11条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条から第22条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する

費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合

には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第21条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、任命権者が市長と協議して定める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条を削る。

第24条第1項中「旅行命令権者」を「任命権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「、又は」を「又は」に、「、不当」を「不当」に改め、「市長と協議して」を削り、同条第2項中「旅行命令権者」を「任命権者」に、「、又は」を「又は」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「、これら」を「これら」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第26条中「の実施」を「に定めるもののほか、この条例の施行」に改める。
別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の丹波市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の丹波市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
 - 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
 - 5 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- (規則への委任)
- 6 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第20号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例の
制定について

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（平成25年丹波市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市生涯学習推進審議会設置条例

第1条中「の規定に基づき、」を「に規定する」に、「係る基本的な計画」を「関する計画（以下「生涯学習基本計画」という。）」に改め、「策定」の次に「し、及び本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進」を加え、「丹波市生涯学習基本計画審議会」を「丹波市生涯学習推進審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 市長の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。

（2） 生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

第3条第1項中「16人」を「20人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 学校教育及び社会教育の関係者

（3） 生涯学習団体の関係者

（4） 公募による市民

（5） その他市長が必要と認める者

第4条中「当該諮問に係る所掌事務の終了をもって終わるもの」を「2年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第4条に次の1項を加える。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条の見出し中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、

同条第1項中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、同条第2項中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に改め、同条第4項中「副委員長」を「副会長」に、「委員長」を「会長」に改める。

第6条第1項中「委員長」を「会長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条中「委員長」を「会長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により委嘱されている丹波市生涯学習基本計画審議会の委員である者は、この条例による改正後の丹波市生涯学習推進審議会設置条例（以下「新条例」という。）の規定により委嘱された丹波市生涯学習推進審議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年9月30日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第1条に規定する丹波市生涯学習基本計画審議会にされた諮問その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「生涯学習基本計画審議会委員」を「生涯学習推進審議会委員」に改め、同表まなびの里づくり協議会委員の部を削る。

議案第21号

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例の一部を改正する条例

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例（平成19年丹波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「丹波市青垣町中佐治1588番地」を「丹波市青垣町中佐治1587番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

第4次丹波市行政改革プランの策定について

第4次丹波市行政改革プランを策定することについて、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第5号の規定により、議決を求める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

議案第23号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.26」を「100分の7.31」に改める。

第5条中「28,200円」を「29,500円」に改める。

第6条中「100分の2.48」を「100分の2.66」に改める。

第7条の2中「9,500円」を「10,600円」に改める。

第7条の3第1号中「6,900円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「3,450円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「5,175円」を「5,550円」に改める。

第8条中「100分の2.52」を「100分の2.55」に改める。

第9条の2中「12,300円」を「12,700円」に改める。

第9条の3中「6,300円」を「6,400円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,740円」を「20,650円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「7,420円」に改め、同号エ（ア）中「4,830円」を「5,180円」に改め、同号エ（イ）中「2,415円」を「2,590円」に改め、同号エ（ウ）中「3,623円」を「3,885円」に改め、同号オ中「8,610円」を「8,890円」に改め、同号カ中「4,410円」を「4,480円」に改め、同項第2号ア中「14,100円」を「14,750円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「5,300円」に改め、同号エ（ア）中「3,450円」を「3,700円」に改め、同号エ（イ）中「1,725円」を「1,850円」に改め、同号エ（ウ）中「2,588円」を「2,775円」に改め、同号オ中「6,150円」を「6,350円」に改め、同号カ中「3,150円」を「3,200円」に改め、同項第3号ア中「5,640円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,120円」に改め、同号エ（ア）中「1,380円」を「1,480円」に改め、同号エ（イ）中「690円」を「740円」に改め、同号エ（ウ）中「1,035円」を「1,110円」に改め、同号オ中「2,460円」を「2,540円」に改め、同号カ中「1,260円」を「1,280円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,230円」を「4,425円」に改め、同号イ中「7,050円」を「7,375円」に改め、同号ウ中「11,280円」を「11,800円」に改め、同号エ中「14,100円」を「14,750円」に改め、同項第2号ア中「1,425円」を「1,590円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,650円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,240円」に改め、同号エ中「4,750円」を「5,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

丹波市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防団条例の一部を改正する条例

丹波市消防団条例（平成16年丹波市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「前条第 3 号を除く各号のいずれか」を「前条第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に、「したがい」を「従い」に改める。

第12条第 1 項を次のように改める。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 消防団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。
- 3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 に定める出動報酬を支給する。

第13条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

別表第 1 中「年」を「年額」に、「42,000円」を「45,500円」に、「27,000円」を「37,000円」に、「14,000円」を「36,500円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第12条関係）

区分		報酬額（日額）
災害に係る活動又は行方不明者の搜索	従事時間が 4 時間以上の場合	8,000円
	従事時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合	4,000円
	従事時間が 2 時間未満の場合	2,000円
警戒、訓練等		2,000円

備考

- 1 災害に係る活動又は行方不明者の搜索に従事した場合における報酬の

額は、1日当たり8,000円を限度とする。

- 2 災害に係る活動又は行方不明者の捜索に従事し、かつ、その日数が2日にわたる場合の報酬の額は、当該従事した日ごとの時間に応じて算定した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務について適用し、同日前に従事を開始した職務については、なお従前の例による。

議案第25号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第26号

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年丹波市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第27号

丹波市立子育て学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立子育て学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立子育て学習センター条例の一部を改正する条例

丹波市立子育て学習センター条例（平成16年丹波市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条中「子育て指導員その他必要な職員」を「子育て相談員」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

丹波市こどもの権利に関する条例の制定について

丹波市こどもの権利に関する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市こどもの権利に関する条例

全てのこどもは、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。

また、自ら育つ力と多くの可能性を持ち、次代の社会を担うこどもが、安心して今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長するためには、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られ、甘えたいときに甘えられ、自分らしく育ち、自分の思いや意見を自由に表明し、社会に参画できる権利が保障される必要があります。

こどもは、周囲の人々から愛され、思いが受け止められ、認められていると実感することで、自己肯定感を抱き、自己決定の体験を積み重ねながら自己実現に向かう意欲を高めることができます。そして、様々な人との関わりや、いろいろな経験を通じて、自分を大切にする気持ちや他者を思いやる心を養いながら自立し、成長していきます。

大人は、こどもを単に守られる存在としてではなく、権利の主体として尊重し、誠実に向き合い、その思いや意見を十分に受容し、こどもにとって最善の利益を優先して考え、支えていく責任があります。

私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、全てのこどもが心身ともに健やかに成長し、及びその権利が擁護され、将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにするとともに、こどもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることで、こどもが健やかに自分らしく成長し、将来にわたり身体的、精神的及び社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。

- (2) 自己肯定感 自分の良い面だけでなく悪い面も含めて、自分は自分で良いと受け止めることができる感覚をいいます。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (5) 市民 市内に住所を有する人、働く人又は学ぶ人及び市内で事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例に規定するこどもの権利は、次の各号に掲げる理念に基づき保障されなければなりません。

- (1) こどもが権利の主体として尊重されること。
- (2) こどもの最善の利益が優先されること。
- (3) こどもの年齢及び成長に配慮されること。
- (4) こどもがあらゆる差別をされないこと。

(生きる権利)

第4条 こどもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) こどもの気持ちが理解され、愛情を持って育まれること。
- (3) 心身の健康に配慮され、適切な医療及び福祉が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他あらゆる形の暴力を受けず、また放置されないこと。
- (5) あらゆる差別をされず、また社会的に受け入れられること。

(育つ権利)

第5条 こどもは、社会の中で自分らしく育つために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 遊び、学び、休み、のびのびと育つこと。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分に関することを年齢及び発達の程度に応じて主体的に決めること。
- (4) 心身ともに安心して過ごせる居場所が確保されること。
- (5) 成長に必要な情報の入手及び活用ができること。
- (6) 文化、芸術、スポーツ及び自然に触れ、親しむこと。

(守られる権利)

第6条 こどもは、自分を守り、又は自分が守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) こどもであることを理由に、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 障がい、性別、国籍、家庭の状況等を理由として、不利益を受けないこと。
- (5) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。

(6) 困ったこと、心配していること、不安なことについて、いつでも相談できること。

(参加する権利)

第7条 こどもは、自分たちに関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

(1) 仲間を作り、自由に集うこと。

(2) 自己表現及び意見の表明ができ、年齢及び発達程度に応じてそれらが尊重されること。

(3) 社会に参画し、意見等が生かされる機会があること。

(4) 意見の表明や社会への参画に際し、適切な支援が受けられること。

(保護者の役割等)

第8条 保護者は、その養育するこどもの発達及び養育について第一義的な責任者であることを認識し、そのこどもの権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもの成長及び発達程度に応じた支援に努めるものとします。

3 保護者は、その養育するこどもの言葉や表情、しぐさから、こどもの思いや考えを受け止め、これを尊重するものとします。

4 保護者及びこどもと同居する者は、そのこどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。

5 保護者は、そのこどもの養育に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(育ち学ぶ施設の役割等)

第9条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置者等」という。)は、こどもの権利を保障しなければなりません。

2 施設設置者等は、こどもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができる環境の整備に努めるものとします。

3 施設設置者等及び職員(以下「施設関係者」という。)は、こどもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達程度に応じた適切な支援に努めるものとします。

4 施設関係者は、こどもが、行事等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとします。

5 施設関係者は、こどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。

6 施設関係者は、いじめの防止に努めるものとします。

7 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等が発生した場合には、関係機関と連携し、こどもの救済等に努めるものとします。

8 施設設置者等は、こどもの権利を保障するための必要な活動に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(市民の役割等)

第10条 市民は、こどもの権利が保障されるよう、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で相互に連携を図りながら協力しなければなりません。

2 市民は、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して過ごせるよう努めるものとします。

3 市民は、こどもが、地域の行事等に参加する機会及び意見を表明する機会の

確保に努めるものとします。

- 4 市民は、こどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。
- 5 市民は、こどもの権利を保障するための必要な活動に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(市の役割等)

第11条 市は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてこれを保障しなければなりません。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、事業所、地域等においてこどもの権利が正しく理解されるよう必要な支援や普及啓発に努めなければなりません。
- 3 市は、こどもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければなりません。
- 4 市は、こどもが社会に参画する機会の確保に努めなければなりません。

(権利擁護委員会の設置)

第12条 市は、こどもの権利の侵害の防止を図るとともに、こどもの権利が侵害された場合に、早期にこれを排除し、及び救済するため、丹波市こどもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(任務)

第13条 委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1) こどもの権利の侵害に関し、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害に関する救済の申立て又は委員会の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 必要に応じ、市や育ち学ぶ施設等に対し、こどもの権利の侵害に関する是正措置を講ずるよう要請し、又は制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(組織等)

第14条 委員会は、委員3人以内で組織し、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

- 2 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(委員の責務)

第15条 委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係機関との連携及び協力に努めなければなりません。

- 2 委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはなりません。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置きます。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定めます。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行します。

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査することができます。

(是正措置の要請等に係る措置)

第18条 第13条第3号の規定による是正措置の要請を受けた者又は意見を表明された者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(その他)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
こどもの権利擁護委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

(準備行為)

3 第14条第1項の規定による委員の委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第29号

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）
第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関
する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及
び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛
生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通
園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成される
ことを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、丹波市子ども・子育て会議（丹波市子ども・子育て会議設置条
例（平成25年丹波市条例第41号）第1条に規定する丹波市子ども・子育て会議
をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以
下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備
及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営
を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者
においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならな
い。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席

以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

の階		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（その他）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正)

第1条 丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例(平成25年丹波市条例第13号)の一部を次のように改正す
る。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」
に改める。

(丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第2条 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年丹波市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

丹波市立ゆりやまスカイパーク条例を廃止する条例の制定について

丹波市立ゆりやまスカイパーク条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立ゆりやまスカイパーク条例を廃止する条例

丹波市立ゆりやまスカイパーク条例（平成18年丹波市条例第75号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号

丹波市立新道貝農村公園の廃止について

丹波市立新道貝農村公園を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立新道貝農村公園
- 2 所在地 丹波市市島町中竹田6427番地1
- 3 用 途 その他公園
- 4 廃止年月日 令和7年4月1日

議案第34号

丹波市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立公園条例の一部を改正する条例

丹波市立公園条例（平成16年丹波市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表新道貝農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条の改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 G I G Aスクールタブレット端末購入
- 2 契約金額 281,985,000円
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 25,635,000円）
- 3 契約の相手方 名 称 日本電通 株式会社 神戸支店
 代表者 支店長 辻田 康秀
 所在地 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号 エクシオグループ(株)兵庫総合技術センタ内

議案第37号

丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例

丹波市立丹波竜化石工房条例（平成22年丹波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市立たんば恐竜博物館条例

第1条及び第2条中「丹波市立丹波竜化石工房」を「丹波市立たんば恐竜博物館」に改める。

第3条中「丹波市立丹波竜化石工房（以下「化石工房」を「丹波市立たんば恐竜博物館（以下「博物館」に改め、同条第3号中「化石工房」を「博物館」に改める。

第4条第4号中「化石工房」を「博物館」に改める。

第5条を次のように改める。

（入館料）

第5条 博物館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、特別展（期間を定めて行う特別の展示をいう。）の入館料は、1,500円の範囲内で市長が定める額とする。

別表大人（高校生以上）の項中「210円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。